

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 93 号議案及び第 94 号議案、並びに議員から提出されました請願第 1 号及び意見書第 5 号を追加上程をいたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1．第 74 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 74 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 74 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2．第 75 号議案 武雄市長の給料の特例に関する条例を議題といたします。

第 75 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／本議案、第 75 号議案 武雄市長の給料の特例に関する条例について、質問します。御承知のように、ふるさと納税、令和 2 年、令和 3 年度の事業において、委託業者の大平商会が約 2 万 6000 件を超える返礼品を調達できないという事案で、もう、かれこれ 4 年、丸 4 年、経過してきたわけです。

いまだこの返礼品が最終 100%、ふるさと納税を、当時令和 2 年、令和 3 年度していただいだ方々が、まだ最終解決が、まだ 9 月議会の答弁でも約 50 件、あるいは約二十数名の方々の対応ができていないという中で、裁判が結審をしたということで、市長も市としての責任はないからという答弁を、ちょっと耳にしたわけですが、今回、こういう議案を出されてですね、当時、4 年前の 12 月議会に市長、副市長減給案が、あのとき突如、朝出席したら机にあったわけです。

しかし、問題は解決していないとして、結果的に廃案になっておったわけです。当時は、市長は混乱の責任を取るとして、市長、今回、市長は混乱の責任を取るとして市長、今回、議案を出されました。1 か月、来年 1 月から 3 か月間、10% 減額。

しかし、当時、副市長も責任を取るとしておりましたけれども、前任副市長が退任されまして、市長 1 人と。しかし、現実に副市長 2 人、就任されているわけです。

今年の 6 月議会で、私、4 月の異動の問題で質問したときに、市長、こう答弁されました。ちょっと議事録です。

「小松市長登壇、おはようございます。まず、職員の異動云々というお話ですけれども、当然、御承知のとおり、職員が変わっても行政は継続性を持って対応をしていくというのが当然のことですので、そこは組織の中の体制云々というのは、全体の行政施策の推進には影響はないということを申し上げておきます」と答弁されました。

その通り思います。まさに継続性を持って対応しているなら、今回、当然、今回の件ですね、市長、副市長の責任を取ることは、もう当然ではないかと。

だから、あの当時退任される副市長、もう本当に、思いを言われましたけれども、市長、どのように、この今回の議案に対してですね、やっぱり、対応すると、副市長も含めてですね、ちゃんと対応するというのが市民の受け止めとして当然ではないかと申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長／発言者に申し上げます。

自分の意見ではなくて、この議案に対する質疑をよろしくお願ひいたします。

そして、もう1点申し上げております。

申合せ事項の中に、委員会付託する議案については、委員会で詳細の議論を委ねるというふうになっておりますので、20番 江原議員につきましては、総務委員会でございますので、そちらのほうで詳細な質疑をお願いをしたいと思います。

江原議員／じゃあ答弁をください。

議長／議案に対しての質疑をお願いいたします。

自分の意見ではなくて。

20番 江原議員

江原議員／だから、今回、副市長の特例でしょう。

じゃあ、副市長がなぜないかというのを答えてください。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

議員御承知のとおり、責任というのは、法的責任と政治的、道義的責任というのがあります。法的責任は、市の責任と私とか個人に対する責任というのがありまして、今回はその前者に当たるということでございます。

先日、令和7年9月17日をもって判決が確定をいたしまして、そして、市としての法的責任はないということがはっきりと示されたということあります。

したがって、その市としての法的責任は副市長がかわっても引き継がれることは当然、法的責任がないので、そもそも引き継がれるような話ではないということあります。

今回については、先ほど言いました、政治的、道義的責任ということで、市民の皆様に、市政に混乱を招いたと、そして、配送遅延により寄附者に御迷惑をおかけしたということに対する政治的、道義的責任として、私の減給を提案するところでございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20番 江原議員に申し上げますけれども、先ほども申し上げましたように、江原議員は総務常任委員会でございますので、そちらのほうで審議するようになっておりますので、そちらのほうで詳細質疑をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

そこは認められません。

そういう慣例になっておりますので。これを認めていったら、ずっと、もう皆さんそういうふうになってしまいますので、そこは。
ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
本案は、総務常任委員会に付託をいたします。
日程第3. 第76号議案 武雄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。
第76号議案に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。
日程第4. 第77号議案 武雄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。
第77号議案に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。
日程第5. 第78号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
第78号議案に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 第79号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第79号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 第80号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第80号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 第81号議案 武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第81号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9. 第82号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第82号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 83 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 84 号議案 武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 84 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 85 号議案 武雄市火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 86 号議案 武雄市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 87 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告があつておりますので、これを先に許可いたします。

12 番 池田議員

池田議員／おはようございます。

第 87 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）について、何点か質疑をさせていただきます。

まず、今回の予算参考資料において、水道料金の改定による口径変更をすることによって受益者の負担軽減の予算が計上されております。

参考資料のほうでは、水道料金改定対策（水道メーター取替）支援補助金 600 万ということ載っているわけですが、予算書のほうを見ていくれば、21 ページの 2 款 2 項 4 目 12 節、水道メータ一口径変更業務委託料 700 万、続きまして、4 款 2 項 1 目 18 節の水道料金改定対策（水道メーター取替）支援補助金 600 万、これが先ほど言った予算資料の部分です。

続いて、28 ページの 4 款 4 項 1 目 18 節、佐賀西部広域水道企業団補助金、これは企業団に対する補助金ということなんですねけれども、次に、8 款 5 項 1 目 12 節、水道メータ一口径変更業務委託料ですね、これが 655 万 8000 円上がっておりまます。

合計すると、約 1950 万程度の予算になるかと思いますけれども、これ、水道料金が西部広域企業団のほうで改定されることによる市の負担になりますが、これまでその企業団のほうでどのような協議がなされ、当時、市長、反対をされたと思いますけれども、これ、企業団に加入するときに設備の譲渡をされているわけですから、これは企業団が負担すべき内容ではなかったかという議論がなかったのか。

また、他の加盟市町の公平性に関するその辺の議論があったのか、なかったのかですね、そこをまずお尋ねします。

次に、4 款 1 項 2 目 19 節の新型コロナウイルスワクチン健康被害救済給付金 155 万について、この対象者の人数、もしくは人数じゃないのか。

そしてまた、この救済、給付については一度きりの給付になるのか、それとも、継続的に救済措置が行われているのか。

また、この救済制度を使うには、申請が必要だと思いますけれども、これ、認定に当たって

の基準とか、ワクチンとの因果関係がどう証明されるのかについて御質問をさせていただきます。

次に、10款3項3目12節、屋内運動場空調設備整備基本調査業務委託料198万円ですね。これ、学校施設に早急対応していただいております。

この基本調査をされることによる内容と、また、今回、山内中、武雄中ということになつておりますけど、これはその学校に設置するための調査なのか、それとも、一旦、調査をするだけの指定なのか。

また、あと優先順位についてどのように選定をされたのか、お尋ねをいたします。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／おはようございます。

池田議員御質問の水道メーターの交換というか、減径に関する水道企業団との協議についてということで御質問いただきましたので。

協議については、水道担当者会議等で協議を行っているところでございます。

議員御指摘の水道企業団と構成市町との協議の中でも水道メーターの減径については、企業団が負担すべきものではないかとの御意見も出ております。

協議の結果としましては、減径に係る工事費等は利用者で御負担をいただくということと、メーターの購入費に係る費用については企業団が負担をすること。

20ミリから13ミリの軽減について、改造費による手数料の補正は不要とするということを確認しております。

先ほど言わきました8款5項1目12節の水道メーターの口径変更業務委託料につきましては、市営住宅の17住宅あります、管理戸数855戸のうち9住宅、646戸が20ミリとなっておりまでの、13ミリへの切替えの対象となっております。

議長／馬場福祉部長

馬場福祉部長／おはようございます。

4款1項2目19節の新型コロナウイルスワクチン健康被害救済給付金に関する御質問ですが、まず、対象者の人数と給付が継続されるかということですが、現在、武雄市のほうで認定された方というのは11名いらっしゃいます。

給付金の支払いにつきましては、認定された疾病の初診月から給付が開始されまして、治癒または申請者が亡くなられるまで給付が継続をされます。

そして、認定の基準に関してですが、予防接種健康被害救済制度の認定につきましては、市

から申達された書類を基に、国の疾病障害認定審査会において審査が行われます。

認定の基準につきましては、国が示している健康被害救済制度の考え方の資料によりますと、症状の発生が医学的な合理性を有すること、時間的密接性があること、他の原因によるものと考える合理性がないことなどを踏まえまして検討が行われております。

また、その上で、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も認定の対象とすることとなっております。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／屋内運動場の調査目的でございますが、まず、屋内運動場の空調設備に必要な調査を実施するもので、体育館の立地、形状、構造等を調査して、最適な空調システムの設置に向けての検討を行うものであり、設置するための調査でございます。

選定した2校についてでございますが、市内の小中学校全てを同時に設置するのが一番いいことでございますが、国等の交付金を活用するため、教育委員会といたしましては、まず、学校の授業や部活動での安全・安心な環境を第一に考え、その上で、災害時の避難所として活用していくことも想定した中で調査に入ることとしております。

調査校の選定につきましては、通常の授業や部活動を含めた体育館の利用状況、児童生徒数、避難所機能等を総合的に判断し、まずは武雄中学校と山内中学校の調査をするということで決定したところでございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／すみません、ちょっと3点お伺いしますけども。

水道メーター取替えの件なんですけども、例えば私の家とか、周りの家とか、今、何ミリをつけているかということを知らないと、多分ほとんど知らないと思うんですよ。

自分の家が何ミリつけてるのかと。

それを変えた場合は補助が出るけど、負担もしなきゃいけない。

変えたときに、プラスマイナス、マイナスになっちゃいけないから、その辺の計算もちゃんとして、お宅は変えたほうがいいですよとか、そういうところまでちゃんとやっているのか。それとも、もう完全に申請がっている、出したところしかやらないのか。

もしそうなら、分からぬですよね、自分が何ミリかというのは、自宅。

だから、そういうところをきちんと把握した上で、市民に対して値上がりしますと、お尋ねで、あなたのところは何ミリですと、これぐらい違いますよというのがちゃんと分かって、

この事業をやられるのかというのが 1 点目。

2 点目がですね、一の坪公園の雨水貯留施設、これが下流にどれくらいの、5000 万かけますよね。

5000 万、それは地方債ですから、どれくらいの充当率というのは我々、説明聞いていないのですけれども、5000 万かけて、一の坪公園のやつをやって、どれくらいの効果があるのか。これはもう後で、産建のほうでもんでもらえるとは思うんですけども。

こういうのの費用対効果ですね、その一の坪公園を選んだ。

多分、山崎議員さんがその公園の下の雨水のところというのをよく質問されていたんですけども、こここのところ、私、例えば水害委員長で、全く話も聞いてないんですね。

ひょっとすると産建の委員長さんは聞いているかもしれないけど、その下流に対してどれくらい影響があるのか、これ 2 点目。

3 点目、さつきの学校。

学校は、先ほど部長さんの説明で、交付金がありますのでということなんですけれども、学校改善の特交なのか、緊急防災なのか、空調特交なのか、どれを使おうと思われているんでしょうか。

以上、3 点。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／議員御質問の口径についての御質問ですけど、口径について各家庭のメーターの蓋のところにメーターが書いてありますので、その辺を確認していただきたいというのと、20 ミリ口径の方につきましては、うちのほうから把握をしておりますので、通知等を出して申請いただくような形を取りたいというふうに思っております。

議長／弦巻まちづくり部長

弦巻まちづくり部長／議員お尋ねの一の坪公園雨水貯留施設についてでございますけれども、一の坪公園の地下にプラスチック製の雨水貯留層を設置しまして、公園の敷地に降った雨及び北側、市道のほうから水が一気に下流水路に流れ込むのを防ぐために一時的に地下に 220 トンの雨水を貯留し、下流の都市下水路へ少しづつ流していくことで雨水流出の抑制を図り、下流域や周辺の浸水被害を防っていくことを目的としているところでございます。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／屋内運動場空調設備の交付金につきましては、活用を予定しております
交付金は文部科学省のほうからあります空調整備特例交付金を活用する予定としております。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／先ほど、メーターの件、13ミリの、蓋に記載してあると言いました
けれども、検針票を各自、各家庭に入れまして、その中にも口径は書いてあるので御確認を
いただきたいと思います。

議長／ほかに質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 15. 第 88 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 89 号議案 令和 7 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題と
いたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 90 号議案 令和 7 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 90 号議案の 8 ページですが、公債費の、8 ページから説明がありますが、これまでの給湯管の延伸事業の事業債の償還、利子、総額を含めて、事業費総額、それと距離、メートルを含めて、御説明、御答弁ください。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／おはようございます。

御質問の給湯管延伸事業債に係る部分でございますが、給湯管延伸事業債に係る工事が事業債に当たる部分につきましては、令和 6 年度完了分の、その 1 からその 4 工事でございまして、総事業費につきましては 7518 万 2800 円で、延伸の部分の施工延長につきましては 877.3 メートルになります。

本議案の事業債の返済計画は融資額としまして 7400 万円、融資実行日が令和 7 年 3 月 25 日で、返済期限につきましては令和 15 年 3 月 25 日まででございます。

元利据置が 1 年ということになっております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／これだけ給湯事業、円滑な運営をされてきて、さらに延伸されたわけですが、返済の見通しも含めて、投資効果を含めてどのように見通しされておりますか。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／今回の事業で投資した部分につきましては、温泉を御利用いただいて、効果的に実施できればと思っております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 第 91 号議案 令和 7 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）
を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告があつておりますので、これを先に許可いたします。

12 番 池田議員

池田議員／第 91 号議案 令和 7 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）
ということで質疑をさせていただきますが、詳細な数字とかじやなくて、これ、繰越明許費
が出ているわけなんですかとも、9 月議会の折りにも質問をさせていただきました。

工期が遅れている理由ですね。

表層崩壊での追加工事により工期に遅れが生じるためということで 9 月でも言いましたけれども、そのときには、今後の、この内容が定まっていないので、今後については、今後についてというか、スケジュールをお示しすることはできませんということでした。

ただ、新工業団地の分譲に向けて進めていくということでしたので、これ、ほかの予算関係
もですね、繰越になっている部分も多々あると思います。

全体的に、この今後の見通しとなる計画等をお示しができるのか、また、全体に係る影響が
あれば教えてください。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／今回、繰越しをする際の理由ということでございますが、仮称ではござい
ます新工業団地に隣接する袴野地区地すべり対策工事の現場で、先ほどありましたように、
令和 7 年、本年の 8 月に施工中ののり面の表層が一部崩壊したことによる追加工事が必要と
なりました。

この追加工事の影響によりまして、新工業団地整備の事業に対しても工期に遅れが生じるた
め、繰越しをお願いしているところでございます。

また、9 月の定例会において議決いただいた追加工事分を合わせました袴野地区地すべり対
策工事を進めつつ、新工業団地の早期分譲開始に向け、残りの工事に取り組み、令和 8 年度

中の竣工を目指していきます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 92 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題いたします。

第 92 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 93 号議案 梶野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の一部変更について及び日程第 21. 第 94 号議案 梶野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の一部変更についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

佐々木営業部長

佐々木営業部長／第 93 号議案 梶野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の一部変更について及び第 94 号議案 梶野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の一部変更についての 2 議案について補足説明申し上げます。

本 2 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

議案書（その 2）3 ページを御覧ください。

第 93 号議案は、梶野地区地すべり対策工事（その 2）に係るものです。

当該工事エリア内で発生しました、施工中ののり面表層が一部崩壊したことによる追加工事に係る補正予算を 9 月定例会で議決いただきました。

その追加工事分の 5833 万 800 円を増額する工事請負契約額の変更と、追加工事に伴う工期を令和 8 年 10 月 30 日までに変更する仮契約を令和 7 年 12 月 1 日付で締結しております。

これにより、契約金額は3億8613万8000円となります。

続きまして、議案書（その2）4ページをお願いします。

第94号議案は、袴野地区地すべり対策工事（その1）に係るもので

先ほど御説明申し上げました袴野地区地すべり対策工事（その2）の完了後でなければ袴野地区地すべり対策工事（その1）エリア内に施工できない箇所があることから、工期を令和9年2月26日までに変更する仮契約を令和7年12月1日付で締結しております。

なお、本契約における契約金額の変更はございません。

議案資料といたしまして、工区図、平面図、平面図の拡大版、仮契約書の写しを添付しておりますので御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

議長／第93号議案及び第94号議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／契約が、3億2780万が3億8613万800円と、この歳入財源について御説明ください。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を予定しております。

議長／20番 江原議員

江原議員／その名称を含めて、国が、県が全部見るんですか。

議長／佐々木営業部長

佐々木営業部長／先ほど申し上げました、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、充当率が100%で、交付税措置が70%ということになっております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第 93 号議案及び第 94 号議案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22. 報告第 10 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでございますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 23. 請願第 1 号 災害に強く、地域と共に持続可能な「災害対応型衛生処理施設」の整備を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15 番 末藤議員

末藤議員／おはようございます。

それでは、請願提出の趣旨説明を行います。

本請願は、現在計画が進められている市の衛生処理施設について、平時に使う施設ではなく、災害に強い地域の基盤へと高めていくことを求めるものでございます。

近年は浸水や長期停電などの想定外の事態がたびたび発生し、報道がなされております。

こうした中では、建設だけではなく、災害時でも止まらない運転の維持管理の体制づくりが大変重要で、欠かせません。

そのためには、地域の事情をよく知る、地域の、地元の運転維持管理者の力が重要になってまいりますので、建設して終わりではなく、建設後の管理体制こそがその施設の強さを左右するものになってまいります。

そういうことから、事業実施についても専門性を適切に評価でき、災害対応能力や地域防災体制など、地域貢献度を評価できる総合評価方式や、性能発注方式、業務を適材適所で選べる分離発注は、地域全体の防災力を高める上でも有効な手法でございます。

分離発注の実例として、さが西部クリーンセンターの圧縮切断機整備事業では、設計と工事、建屋と機械設備を分離したことで、地元武雄の業者が非常に安価で落札されており、地元業者の支援にもつながったと伺っております。

この方式は、武雄市の議員の提案によるもので、副管理者の小松市長もよく御存じのところ

でございます。

以上、説明申し上げましたが、災害対応は一刻も早い復元力であり、1時間以内が明暗を分けます。

災害に強い武雄市をつくるため、本請願への御理解と御賛同を心よりお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長／請願第1号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第24. 意見書第5号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

7番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

意見書第5号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）につきまして、御説明申し上げます。

内容については、お手元の文書のとおりでございますけれども、補足説明といたしまして、例えば、この議場にも国章、日の丸と武雄市の市章が掲げられていますけれども、これは武雄市民、そして日本国民のシンボル、象徴をここに掲げて、心を一つにして、お互いを尊重しながら理想に向けて取り組んでいこうという、そういう気持ちを表したものだと考えております。

思想や信条が違うとしても、国を象徴する国旗を、悪意をもって汚すというようなことは、あってはならないことだと考えております。

しかし、残念ながら、日本国民でありながら日本の国旗、国章をおとしめるような行為が実際に行われているというのが現状でございます。

こういった現実を鑑みて、ほかの国と同様に、日本の国旗、国章についても、外国の国旗、国章と同様に、損壊した場合の罰則規定が必要であると考えまして、本意見書（案）を提出させていただきます。

よろしくお願いします。

以上です。

議長／意見書第5号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／提出者に求めますけど、これ、各地で参政党の皆さん、提案されているようあります。

朝長議員も、選挙のときは、まだ政党的には無所属で届けてされてたんではないですかね。これ、一つ答えてください。

議長／発言者にお願いいたします。

この意見書に対する質疑をお願いいたします。

中身に対してお願いします。

江原議員／中身がですね、制定当時のことを書かれております。

法律は、国旗及び国家に関する法律。

その当時の審議状況と中身について、どのように朝長議員は受け止めておられるか、これ、質問の一つです。

当時の制定時の国会での議論、どういう経過だったか、御存じ、いかがでしょうか。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／これ、意見書の中にある国旗及び国家に関する法律が制定された経緯ということについての認識ということでしょうかね。

国会の中の詳細の議論については全て把握しているわけではございませんけれども、国旗、国家というのが非常に、やっぱり教育の現場でもおろそかにされている、地域によってはですね、そういったことがあるということで、法律としてしっかりと制定する必要があるということで制定されたものと認識しております。

以上です。

議長／ほかに。

20番 江原議員

江原議員／これ本当にですね、重要な意見書（案）を出されております。

私は、まだ、という意味では、当時、昭和30年代、40年代、これ議論されて、制定時、ちょっと日時を忘れましたけど、内心の自由という、国は制定の結論として法律はつくるけども、国民に対して強制するものではないということなんですよ。

だから、ここに書かれているように、私は、意見書案の最後の文章です。

よって、速やかに日本国国章損壊の罪の制定を強く求めると。

強制されているんですよね。

そういう意味では、私は、内心の自由こそ、この国旗、国家の。

議長／発言者にお願いいたします。

中身について質疑をお願いいたします。

江原議員／当時制定されたものに対し、ついていかがでしょうか。

強制するものではないということに対して御答弁ください。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／今、内心の自由についての認識ということかと思いますけれども、内心の自由そのものを、決して侵すものではないと思います。

実際に誰かに対してとか、例えば、ここに掲げてある国旗、日の丸、市章でもそうですが、それを物理的に損壊するとか、そういう、表に見える具体的な行動として表した場合のことについて言及しているものであって、内心の自由を侵すことには当たらないと考えております。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。